

企画提案公募実施要領

1 委託業務の名称

令和 7 年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 20 日まで

3 目的

本業務は「沖縄県赤土流出防止条例」及び「第 2 次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」に基づいた赤土等流出防止対策の効果及び環境保全課目標の達成状況を確認するため、モニタリング調査により①海域における赤土等堆積状況の確認、②環境保全目標達成に向けた陸域対策の実施状況の確認、③モニタリング結果に応じた陸域における対策内容の検討、④沿岸域の生態系の改善状況の把握をすることを目的とする。

4 内容

本業務の内容は、「企画提案仕様書」に基づくものとします。

5 予算額

83,680,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※本金額は予算の上限額を示したものであり、契約金額が異なる場合があります。

6 応募資格

応募資格のある者は、次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体（JV）とします。

- (1) 本業務を円滑に履行することができる執行体制が整備されている者であること。
- (2) 沖縄県内に事務所（支店、営業所を含む）を有する法人であること。
- (3) 過去 5 箇年の間に国又は地方公共団体における環境に関する調査または検討業務経験を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。また、同条 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。
- (5) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画審査時においてその措置の期間が満了しない者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

- (9) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (10) 加入義務がある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。
- (13) 地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の施行の適正化に関する法律及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (14) 応募要領や仕様書等に記載された内容を全て承諾する者であること。
- (15) 企画提案に参加する事業者との間に資本の提携がないこと。
- (16) 共同企業体（JV）で応募する場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体（JV）を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体（JV）を構成する全ての事業者は、応募資格(4)から(14)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体（JV）を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体（JV）を代表する事業者は、応募資格(2)の要件を満たす者であること。
 - ⑤ 共同企業体（JV）を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。
 - ⑥ 共同企業体（JV）を構成する事業者は、他応募事業者との間に資本の提携がないこと。

(次頁へ)

7 応募方法

(1) 提出書類

[illegible]

※ には、「単独企業用」と「共同企業用」の様式があります。

注) 共同企業体 (JV) による応募の場合、⑩～⑬の書類は、共同企業体の構成員ごとに提出して下さい。

(2) 提出方法、形式、部数

- ①提出書類は全て A 4 版とし、任意様式を除いて縦長横書きとすること。
- ②上記(1)の②～⑬（定款等除く）、⑮（提案がある場合に限る）の提出書類は、一連のページ番号を付して片面コピー（色刷り可）とすること。
- ③使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とすること。
- ④文字サイズは、11 ポイント以上とすること。
- ⑤(1)の提出書類①～⑬（定款を除く）、⑮（提案がある場合に限る）を 1 セットとし、**10 部**提出すること（1 部は原本、残りはコピー可。）。⑬の定款等は 1 部とする。
- ⑥提出方法 郵送又は持参

- (3) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ表明すること。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

(4) 質問事項

質問については、質問書（様式 15 号）を FAX 又は E-mail（件名を「令和 7 年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務について」とすること。）により提出すること（日本語のみ）。

FAX 又は E-mail 送信後は、念のため受信確認を行うこと。

- ① 質問受付期限 令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時まで
- ② 質問回答方法 沖縄県環境部環境保全課 Web ページに随時掲載する。
- ③ 送信先 (FAX) 098-866-2240
(E-mail) aa038008@pref.okinawa.lg.jp

(5) 提出期限

令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時必着（郵送含む）

(6) 提出先

沖縄県 環境部 環境保全課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（4 階）

※持参の場合は、土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時の間に提出して下さい。

※郵送の場合は、封筒に「令和 7 年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達が証明できる方法（特定記録、簡易書留等）で送付して下さい。

(7) 不受理及び無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とします。

- ① 参加する資格のない者が申請したとき。
- ② 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ③ 事実と反する申請や申請に関する不正行為があったとき。
- ④ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 審査の手順、審査基準及び委託契約

(1) 選定方法

企画提案書及び関係書類を提出後、当該企画提案内容について、企画提案審査委員会にて審査して委託業者を決定し、その結果を応募者へ通知します。

ただし、応募者が 5 者以上ある場合は、環境保全課にて第 1 次審査（書類審査）を行い上位 3 者以内に選定し、その上位者について企画提案審査委員会にて審査することになります。

(2) 企画提案審査委員会

- ① 日時：令和 7 年 5 月中旬頃（予定）
- ② 場所：沖縄県庁内（予定）
- ③ 留意事項

ア プレゼンテーションに際しては、期限内に提出された提出書類のみを用いるもの
とします。提出後の修正及び追加資料は受け付けません（ただし、企画提案書の内
容を、プロジェクターを用いて説明することは可）。

イ 審査は、各審査項目の合計得点が高い方を上位として順位付けをし、最も得点が高
い者を委託候補者として選定します。なお、合計点が委員全員満点の6割に満たな
い場合は順位付けを行いません。

ウ 提出された提案書等は返却しません。

(3) 審査基準

企画提案審査委員会の審査は、以下の基準をもとに行います。

- ①技術力：専門性や業務経歴（同種又は類似業務実績）が十分にあること。
- ②適合性：本業務の趣旨、目的に沿った提案であること。
- ③具体性：実施方法・内容等が優れており、かつ、実現可能であること。
- ④実効性：本業務を確実に実施できる、運営体制、スケジュールとなっていること。
- ⑤経済性：本業務を実施するにあたり、妥当な積算になっていること。

(4) 結果の通知

- ①企画提案審査（1次審査）※応募者が5者以上の場合

1次審査通過者にのみ、2次審査の日時等を通知します。

- ②企画提案審査委員会（2次審査）

全ての企画提案者に対し、環境保全課から審査結果のみ通知します。

(5) 委託契約の締結

- ①契約の締結

企画提案審査第1位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法第167条
の2第1項第2号の規定に基づき随意契約します。ただし、採択条件として提案書に
おける実施計画、実施体制、積算書等の見直しを求めることがあります。

沖縄県と第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次
順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとします。提出のあっ
たいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがあります。

- ②契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定します。

- ③契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上
の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要があります。ただし、
同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付
を免除することができます。

- ④共同企業体（JV）協定書

協同企業体の場合は、契約時に、各構成員間で締結した協定書を契約書に添付する
こと。協定書の主な内容は、次のとおりとして下さい。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員
の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、契約不適合責任、協議事項等

(6)スケジュール（予定）

- ①公募開始・・・・・・・・・・令和7年4月 日～
- ②質問受付締切・・・・・・・・・・令和7年4月25日
- ③公募締切(書類提出期限)・・・・・・・・・・令和7年5月9日
- ④書類審査結果通知・・・・・・・・・・令和7年5月中旬
- ⑤企画提案審査委員会・・・・・・・・・・令和7年5月中旬
- ⑥企画審査結果通知・・・・・・・・・・令和7年5月中旬
- ⑦委託契約締結・・・・・・・・・・令和7年5月下旬

9 対象経費

(1)経費の区分

経費項目	内 容
1 直接人件費	本業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
2 直接経費	
(1)旅費	本業務従事者に対する業務実施に必要な交通費、宿泊費、日当等
(2)消耗品費	必要な物品の購入や報告書等の印刷製本に関する経費
(3)使用料及び賃借料	本業務に必要な機材等の借用等に係る経費
(4)外注費	本業務に関する調査等の請負外注に係る経費
(5)分析費	本業務に関する調査、分析等に係る経費
(6)その他特別費	(1)～(5)の各経費の他、本業務の実施にあたり特に直接必要と認められる経費
3 一般管理費	本業務実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 「1 直接人件費」＋「2 直接経費（分析費除く）」の合計額の10%※以内とします。 ※当該業種において通常高率の一般管理費でしか受注していない等、業種特有の理由により高率の一般管理費を設定し、一般管理費を積算する場合は、その妥当性について県と受託者で確認、協議の上、一般管理費を決定することができます。
4 再委託費	受託者が直接実施できない内容の再委託に係る経費
5 消費税及び地方消費税	上記Ⅰ～Ⅳの項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上してください

(2)経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただきますが、実際に支出できる経費の額は、採択後、審査結果等に基づき協議の上決定しますので、あらかじめ御了承ください。

(3) その他

- ①経費算定の対象は、原則として委託期間中に業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとします。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とします。
- ②受託者から提出される実績報告書に基づき、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法とする。ただし、実施計画書に基づいた執行状況に応じ、委託契約額の90%の範囲内で概算払いをすることができます。

10 留意事項

- (1) 提出書類等の作成・提出及び選定委員会への出席等応募のために要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しません。
- (2) 企画提案書作成のため沖縄県から提供された全ての資料等は、他に使用してはなりません。
- (3) 秘密の保持について、提出書類は本業務の受託者選定のためのみに用いることとし、厳重に管理いたします。取得した情報については、提案内容の審査のために利用することとし、上記の目的以外で利用することはありません。
- (4) 企画提案審査（1次審査）及び企画提案審査委員会（2次審査）は非公開で実施することとし、審査の経過等に関する問合せに応じません。また、選定結果についての質問や異議申し立ては受け付けません。
- (5) 業務を実施するにあたっては、県と協議をして進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではありません。また、事業について疑義が生じた場合、又は定めない事項については、県と受託者が協議の上、定めるものとします。
- (6) 受託者は、本業務の管理、成果物の取扱い等、本業務の全てに責任をもつこととします。
- (7) 受託者は、本業務全体の経費について、合理的な処理及び適切な管理を行うものとします。本業務の経費は国の予算から支出されていることから、会計検査の対象となり、会計実地検査を行われる場合があります。
- (8) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、本業務の実施に監視、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は受託者に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、受託者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとることがあります。
- (9) 事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合があります。あらかじめ御了承ください。